

市町村の医療費助成を受けていませんか？

組合員や被扶養者の医療費の自己負担が一定額を超える場合、診療報酬明細書(レセプト)に基づき附加給付を支給していますが、市町村の条例等に基づく医療費助成に該当した場合は、二重の給付となってしまうため、附加給付は支給していません。

当組合では医療費助成の該当の有無が把握できないため、**該当するときまたは非該当になったときは、「公費負担受給報告書」を速やかに所属所の共済事務担当課に提出してください。**



届出が **必要**

- 妊産婦医療費助成
- ひとり親家庭医療費助成
- 重度心身障がい者医療費助成
- その他市町村の条例による医療費助成



届出が **不要**

- こども医療費助成(所得制限で非該当となった場合は届出が必要)
- 指定難病・小児慢性疾患の医療費助成
- 自立支援医療費助成

